

## 農用地区域の荒廃農地とその非農地判断における現状と課題

—愛媛県松山市を事例に—

## Current status and issues of abandoned farmland and judging it at non-farmland

in area zoned for agricultural use

-A Case Study in Matsuyama City, Ehime Prefecture-

○藤原千里 武山絵美

○FUJIWARA Chisato and TAKEYAMA Emi

1. 研究の背景と目的 我が国の食料自給率を維持するために、農地の保全と適切な利用を図る農用地区域（以下「青地」、農業振興地域のそれ以外は「白地」）の維持は重要である。しかし、青地は荒廃化等により、H26～30年で405万haから401万ha<sup>1)</sup>と減少している。このような状況に対し、農林水産省<sup>\*1</sup>は荒廃農地をA分類（再生利用可能な荒廃農地）とB分類（再生利用困難と見込まれる荒廃農地）に分けることとした。また、白地のB分類に農業委員会が非農地判断を行う仕組みがあり、H21年以降は青地も同様の仕組みが適用可能<sup>\*2</sup>になった。ただし青地の場合は、非農地判断された農地は青地に残置し<sup>\*3</sup>、開発を規制している<sup>\*4</sup>。このような青地内農地の取扱いに係る制度の変更に対し、青地に存在する荒廃農地を詳細に調査した研究は見られず、現状と課題が明らかにされていない。そこで本研究は、H29年から青地での荒廃農地の非農地判断を始めた愛媛県松山市を対象に、青地の荒廃化の現状と課題を明らかにする。

2. 研究の方法 松山市は、市域面積42,940haのうち、都市計画区域が21,447ha、そのうち市街化調整区域は14,419haを占める。農業振興地域は25,635haであり、その20%を青地が占める。青地内農地の84%は樹園地であり（H30年）、傾斜地での柑橘栽培が盛んである。本研究では、松山市農林水産課（R1.10.4, 12.9）、農業委員会事務局（R1.12.9）、松山市最大のC土地改良区（R1.12.5）に対する聞き取り調査と資料分析を行った。

## 3. 結果と考察

3.1 青地におけるB分類の現状 青地・白地別の耕地<sup>\*5</sup>面積と荒廃農地面積の内訳（H30年）をFig. 1に示す。松山市における青地のB分類は400haであり、白地（260ha）より140ha大きかった。青地におけるB分類の割合を全国平均（1.9%）と比較すると、松山市（7.8%）は5.9%高かった。ここで、青地内耕地の基盤整備状況（H30年）をFig. 2に示す。青地内耕地の78%は未整備の樹園地である。このような未整備の樹園地は傾斜地に多く、基盤条件の悪さから、今後さらに、特に山間部においてB分類が増加する可能性がある。

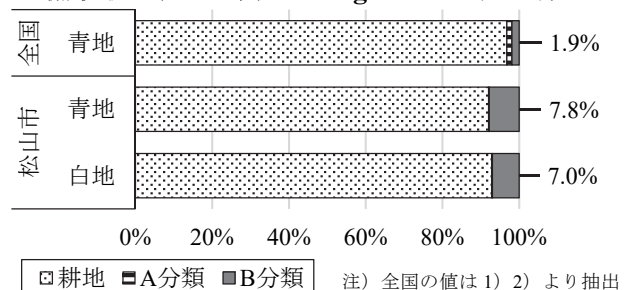


Fig. 1 農業振興地域の耕地面積と荒廃農地面積の内訳

The area percentage of cultivated field and abandoned farmlands in agricultural promotion area

\*1 平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」。\*2 平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号「『農地法の運用について』の制定について」。\*3 平成12年4月1日付け12構改C第2462号「農業振興地域制度に関するガイドライン」。\*4 「農業振興地域の整備に関する法律」第15条の2。\*5 耕地とは、荒廃農地を除く農地のことを言う。

### 3.2 青地における非農地判断の現状

青地内で非農地判断を受けた農地の面積を算出した。その結果、H29年度で0.5ha、H30年度で2.0ha、R1年度（R2.1末現在）で1.2haと既に利用実績があった。農林水産課によると、青地における非農地判断の申請目的は「土地改良区に対する賦課金の免除」や「固定資産税の軽減」が多いとのことであった。最大面積の申請者（H30年に1.4haを申請）も、農地の相続者への金銭的負担の軽減が目的とのことであった。次に、H29年度～R2.1に青地で非農地判断を受けた農地（30筆）の地番を確認し、ゼンリン電子住宅地図デジタウン愛媛県松山市を用いて位置をプロットした。その結果、それらの全ての筆が山際に立地することが分かった。

青地内のB分類が、特に山際に立地する場合、開発需要の低さから農振除外による農地転用が極めて困難である。ここで、農地転用面積の推移をFig.3に示す。農地転用面積（主に宅地転用）は、H27～30年度にかけて青地で0.25haから0.10ha、白地で12haから8haと減少傾向であった。すなわち、農地転用需要は減少傾向であり、B分類の活用は今後さらに困難になる可能性がある。このような状況下においてB分類の所有者は、農地を活用することなく賦課金等の土地の維持管理費を払い続けなければならない。これに対し、非農地判断を受けると、土地改良区の見解次第では賦課金を払う必要がなくなる。ここで土地改良区の経営に着目すると、C土地改良区の受益面積は、H21～30年度にかけて平均30ha/yで減り続けていることが分かった。非農地判断が増えると、受益面積の減少とそれに伴う賦課金（C土地改良区は13,000円/ha）の徴収額の減少につながり、土地改良区の経営悪化につながる。その結果、賦課金単価の上昇や土地改良施設の維持管理の困難化を招く危険性がある。

**4. 結論** 松山市の青地におけるB分類の面積は、比較的大きいと言える。また、非農地判断は既に利用実績があり、金銭的負担の軽減を目的に、山際に申請されていることが分かった。今後、耕地における樹園地の基盤条件の悪さや、農地転用需要の低さから、1) 山際でのB分類の増加、2) それらの非農地判断と土地改良区の地区除外、3) 土地改良区の経営悪化、4) 3) によるB分類の増加、の悪循環に陥る可能性がある。なお、松山市はH31年度から「次代につながる果樹産地生産力向上支援事業」により、荒廃農地の再生に係る3分の1以内の額を助成することとした。このような事業の活用により、上記の循環に歯止めをかけることが期待される。

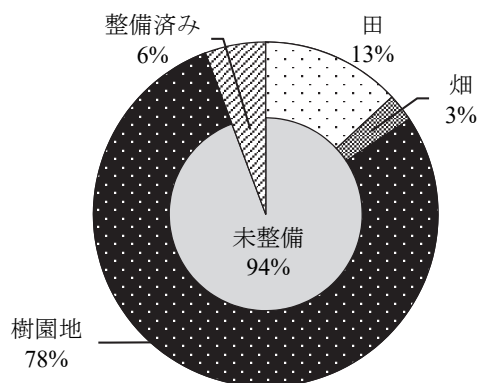


Fig. 2 青地内耕地の基盤整備状況別面積割合  
Ratio of different types of land condition of cultivated field in area zoned for agricultural use

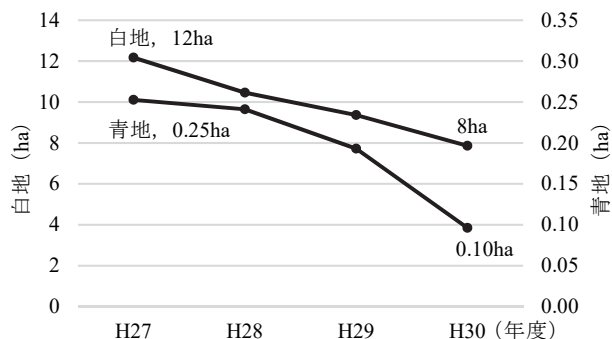


Fig. 3 農地転用面積の推移  
Transition of area converted from farmlands

引用文献 1) 農林水産省：農用地等の確保等に関する基本指針（H30.12.31現在）（参照 R1.7），（オンライン），入手先<[https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/t\\_sinko/sinko\\_04.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/t_sinko/sinko_04.html)>. 2) 農林水産省：荒廃農地の発生防止・解消等（R1.12.20）（参照 R1.7），（オンライン），入手先<<https://www.maff.go.jp/nousin/tikei/houkiti/index.html>>